

枚方市規則第 13 号

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和元年枚方市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第3条第2項第3号及び第31条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則 [令和4年3月25日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。